



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

センター・大阪

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)ホーム [http://www.sapesen-osaka.org](http://www.saposen-osaka.org)

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

## サポセン通信 55 号 目次

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| ・生保保護費の減額は違法 最高裁判決後も違法状態を継続する政府     | 1 ~ 3 ページ |
| ・最高裁判決への対応に関する専門委員会の設置強行への抗議声明      | 3 ~ 4 ページ |
| ・工事費未払いは万博に関わる働く人びとへの人権侵害 協会と話し合い   | 4 ~ 6 ページ |
| ・サポセン相談 事例紹介 万博で働く非正規労働者の雇止め撤回と住居確保 | 6 ページ     |

## 生活保護費の減額は違法 最高裁判決後も違法状態を継続する政府

2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、国が2013～15年に生活保護費（生活扶助基準額）を平均6.5%、最大10%引き下げたことが生活保護法に違反するかについて争われた2件（大阪・愛知）の訴訟の上告審判決で、生活扶助基準引き下げ処分の取消しを命じる判決を言い渡した。全国では総額670億円引き下げとなっている。

本判決の骨子は以下のとおり。

- ・「ゆがみ調整」は一定の合理性があり適法
- ・「デフレ調整」は合理性を基礎づける専門的知見が認められず違法。減額決定を取り消す
- ・国は漫然と「デフレ調整」を判断したわけではない。賠償責任は認められない



オンライン署名の呼びかけ SNS サイトより転載

判決では裁判官全員が、国が生活扶助基準引き下げの根拠とした「デフレ調整」の違法性を認めた。一方、もう一つの引き下げの根拠である「ゆがみ調整」については、宇賀裁判長は違法としたが、他の裁判官（4名）は一定の合理性を認め適法であるとした。また、愛知訴訟の名古屋高裁判決が認めた国の賠償責任については、宇賀裁判長はそれを認めたが他の裁判官は認めなかった。

### 「デフレ調整」について

本判決は、「物価変動率は、生活扶助基準の改定の際の指標の一つとして勘案することが直ちに許容されないものとはいえないとしても、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指

標」であることを指摘した上で、デフレ調整に当たって、「物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない」ことから、本件改定が生活保護法 3 条、8 条 2 項に違反し違法とした。

### 「ゆがみ調整」について

「ゆがみ調整」とは生活扶助基準を決める手続きの中で、住む地域や年齢、家族の数によって額が増えたり減ったりする世帯があったことから厚生労働省が独自にその増減の幅を一律に 2 分の 1 にした処理のことを指す。

多数意見は、「2 分の 1 処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはできない」とし、違法性を認めなかった。

しかし、宇賀裁判長は、個別意見で、① 2 分の 1 処理の必要性と根拠について、基準部会にも国民にも秘匿する必要があったのかについて説得力ある説明がなされていないこと、② 「ゆがみ調整」の結果、生活扶助を増額される者にとって、2 分の 1 処理は激変緩和とはいえず不利益な措置であること、③ 激変緩和措置であれば減額世帯のみを対象とすればよいことなど 2 分の 1 処理が行われた過程が、極めて疑問の残るものであることに鑑み、判断過程に過誤があると違法性を認めた。

また、多数意見に与する林裁判官も、補足意見で、2 分の 1 処理についても基準部会の意見を聴取し、その結果を平成 25 年報告書に反映することは可能であったとも考えられ、そのような手続を経る方が、生活保護行政の在り方として、より丁寧であったとし、2 分の 1 処理が一般国民に知らされていなかつたという問題もあり、「今後は、被保護者のみならず、国民一般の理解も得られるよう、丁寧な手続による検討が進められ、その結果について意を尽くした説明がされることを期待したい」と述べている。

### 「国家賠償」について

多数意見は、「厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められず」、国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったということはできないとした。

しかし、宇賀裁判長は、個別意見で、既に述べたような本件改定の問題点に加え、「激変緩和措置として減額幅の上限を 10 % に設定した」ことも、「被保護者の期待的利益に可及的に配慮するという観点からも裁量権の逸脱・濫用と判断される可能性は否めない」、「被保護世帯の消費実態が生活扶助相当 CPI と異なることは、統計等の客観的数値に真摯に向き合い、専門的知見に基づいて冷静に分析すれば探知できたはずである」、「平成 20 年を物価下落率算定の起算点とすれば、同年の特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が大きくなることは、本件改定が始まった平成 25 年には明らかであった」などとして、「本件改定は、違法であり少なくとも過失も認められる」としている。

さらに、生活保護法 8 条 2 項が、「『最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの』となるように保護基準を定めることを厚生労働大臣に義務付けて」いることを指摘したうえで、「上告人らが『最低限度の生活の需要を満たす』ことができない状態を 9 年以上にわたり強いられてきたとすれば、財産的損害が賠償されれば足りるから精神的損害は慰謝する必要はないとはいえない」として、国家賠償請求を認容すべきとの判断を示した。

## 謝罪を避け「専門委員会」設置を強行する厚労省

判決を受け、原告団と弁護団は厚生労働省に対し、謝罪と生活保護費の未払い分の遡及的支給を要請した。しかし、7 月 1 日、福岡厚生労働大臣は原告団等に事前に知らせることもなく、閣議後の記者会見において「専門家による審議の場を設けるべく検討をすすめていく」との方針を表明した。記者からは原告側が謝罪を求めていることをどう受け止めているかとの質問が飛んだが、大臣は謝罪や違法性の

認識については何も述べず、「司法の最終的な判断を真摯に受け止める」と述べるだけであった。

このような厚労省の姿勢に対し、「いのちのとりで裁判全国アクション」と「生活保護引き下げに NO ! 全国争訟ネット（全国弁護団）」は連名で声明を公表し、政府に対して改めて可及的速やかな被害の全面回復を要請した。

また、「生活保護基準引下げは違法！ 厚生労働大臣は最高裁判決を受け入れて謝罪し、一刻も早く違法状態を是正してください」というオンライン署名(<https://www.change.org/search?q=>)も開始されている。

## 「最高裁判決への対応に関する専門委員会」設置強行に抗議し、改めて真摯な謝罪と基本合意書の締結に向けた誠実な協議を求める声明

いのちのとりで裁判全国アクション  
生活保護引き下げに NO ! 全国争訟ネット（全国弁護団）

1 本年 8 月 8 日、厚生労働大臣は、記者会見において、生活保護費減額処分を違法として取り消した「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の初会合を同月 13 日に開くと発表し、厚生労働省は、専門委員会の名簿を公開しました。

専門委員会に関しては、先ずは謝罪のうえ全面解決に向けた協議を求めている私たちの頭越しに、厚生労働大臣が本年 7 月 1 日に設置方針を公表して以来、私たちは方針撤回を強く求めてきました。それにもかかわらず、その設置が強行されたことは極めて遺憾であり、厳重に抗議します。

2 本年 6 月 27 日の 2 つの最高裁判決により違法判断が確定している以上、違法とされた 2013 年から 2015 年にかけて行われた保護基準の改定（以下「本件改定」といいます。）を白紙撤回し、当該基準改定によって減額された保護費全額を遡及支給すべきことは明らかであり、今さら専門委員会で改めて審理検討する必要はないはずです。

すなわち、本判決が本件改定を違法と判断したことにより、生活保護利用者は、現在、本件改定前の基準を前提とする法律上の具体的な給付請求権を有しています。仮に、これらを事後的に減額するようなことがあれば、事後法による不利益変更であり、法の不遡及の原則という基本原則に違反し、到底許されるものではありません。

仮に、専門委員会で検討すべきものがあるとすれば、2013 年報告書で増額すべきとされた生活保護利用者に対して、その増額分を満額支給するか否かです。増額分の 2 分の 1 処理については、宇賀裁判官反対意見は「合理性にも疑問が残る」としています。これを是正することは、生活保護法 8 条 2 項に適合するように行う利益変更ですから、法の不遡及の原則とは抵触しません。多数意見も「一定の合理性」がある、林裁判官補足意見も「不合理であるともいえない」と、あくまでも厚生労働大臣に一定の裁量権を認める司法審査基準を適用しただけであり、いずれも積極的に合理性を肯定しているわけではありません。また、2014 年改定の際の消費増税に対応するための増額改定についても上記と同様に利益変更ですから、法の不遡及原則とは抵触しません。

裁量権を有する厚生労働大臣は、むしろ、増額分についてのみ 2013 年報告書の結果をそのまま反映するとともに、2014 年改定の際の消費増税に対応するための増額改定部分を反映するべきです。

3 しかるに、今般、公表された委員名簿を見ると、行政法の専門家が 2 名いるのはともかく、生活保護基準部会（以下、「基準部会」といいます）の部会長を始めとする委員が 6 名も入っており、何故か財務省と関係の深い財政論を専門とする経済学者が 1 名入っています。かつて基準部会には、長年生活保護基準等について研究をし、厚生労働省に対する苦言も厭わない委員が複数名いましたが、こうした委

第 55 号 NPO 労働と人権サポートセンター・大阪通信（ウェブ版） 2025.09.01  
員はいずれも退任され、本年 6 月の再開後の基準部会には、生活保護基準に関する専門家が一人もいないという状況にあります。

杞憂に終わることを願っていますが、こうした専門委員会の委員構成からすれば、違法判断を受けた改定 당시에遡って、改めて別の理由をつけて生活保護基準の減額改定を行おうとしているのではないかとの疑惑を払拭することができません。万一仮に、このように新たな減額改定が行われることになれば、上述の法の不適切原則に真っ向から反することになります。通常は 2 年近くかけて行われる基準部会での見直し作業を、急ごしらえの専門委員会がわずか数か月で強行するようなことがあれば、私たちは到底容認することができません。「今後は、…丁寧な手続による検討が進められ、その結果について意を尽くした説明がされることを期待したい」という林道晴裁判官の補足意見にも抵触します。

4 国は、10 年以上の法廷での争いの結果、最高裁での違法判断が確定したことの重みを自覚すべきです。訴訟の勝者である原告側に対する一言の謝罪さえなく、10 年以上放置されてきた生存権侵害が、判決から 1 か月半が経過しても是正されない異常事態が続いています。今さら蒸し返しの審議などあり得ず、可及的速やかな被害の全面回復が必要です。

私たちは、国に対し、先ずは原告及びすべての生活保護利用者に真摯に謝罪し、一連の争訟の全面解決のための基本合意書の締結に向けた誠実な協議を行うことを改めて強く求めます。そして、仮に、専門委員会の審議結果をふまえて最高裁判決に対する対応策を決めるというのであれば、私たちの意見を聞き置いたという形式的な体裁を取り繕うだけでなく、私たちの意見を審議結果に十分に反映させるための措置を講じることを求めます。

以上

(清輝)

## 工事費未払いは万博に関わる働く人びとへの人権侵害 サポセン 労働弁護士 事業者 万博協会と話し合う

### 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 「人権方針」より

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という）は、2025 年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という）のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、大阪・関西万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要性があることを認識し、2030 年をゴールとする「持続可能な開発目標」（SDGs）を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。

### 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 「持続可能性に配慮した調達コード（第 3 版）」より

#### 4.6 賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

（サポセン解説 サプライヤー等とは サプライヤー（商品、サービスの供給者）パビリオン運営主体等及びサプライチェーンをはじめとする関係者を示す）

日本国際博覧会協会は「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「人権方針」や「持続可能性に配慮した調達コード」を定めて博覧会事業に携わるすべての人の人権尊重やサプライヤー等の賃金支払いの配慮を掲げている。

しかし海外パビリオンの建設が遅れに遅れて万博開催に合わないとされた困難の中で、アンゴラ

第 55 号 NPO 労働と人権サポートセンター・大阪通信（ウェブ版） 2025.09.01  
マルタ ドイツ セルビア ルーマニア 中国 アメリカのパビリオンの建設工事に携わった下請け中小事業者が元請け事業者や上位請負事業者から工事費未払いを受けたことで「労働を提供してもその対価が支払われないという深刻な人権侵害問題」が生じている。

NPO 労働と人権サポートセンター・大阪（「サポセン」）は、6月に万博の海外パビリオンの工事費未払い被害の事業者でつくる「万博工事未払い被害者の会」の代表よりアンゴラパビリオンの未払いの件について相談を受けた。

サポセンは大阪労働者弁護団の弁護士と相談し、万博協会への申入れと話し合いを求めていくことを確認し、サポセン代表理事の在間秀和弁護士と大阪労働者弁護団の村角明彦弁護士、藤原航弁護士及びアンゴラパビリオン工事下請け事業者は連名で公開質問書（サポセン通信 54 号掲載）を作成し、7月15日に万博協会を訪れて質問書を提出し趣旨を説明した。そして同月 22 日に届いた万博協会からの回答を踏まえ、28日に再質問書を提出した。

8月4日に万博協会から再質問書への回答示し国際局担当局長と施設維持管理局担当局長が出席して第2回目の話し合いを行った。弁護士は「ビジネスと人権」「タイプXに関する規制権限」「建築業法にかかる問題」の観点で追及した。万博協会のガイドラインが遵守されていないことが問題であり、万博協会の人権方針では万博事業などによって人権への負の影響を引き起こした場合には、その救済や是正に取り組むとしている。方針をつくるだけでなく、それに沿って実際に行動したのか、未払いがあった事実を認識しているか、その問題を調査したのか、救済措置を検討したのかについて質した

建設業の許可には、財産、下請けに使える体力があるかどうかの条件がある。万博協会がアンゴラパビリオンの工事に関して「建設業の許可がない、違反業者が工事に入ってしまったこと」を見抜けず、管理監督が出来なかった点が不払い問題を生じさせた協会の責任があるのではないかと指摘した。

万博協会は工事費不払い問題の責任について法的根拠はないとしたが、請負で働いている労働者の長時間労働や建設許可を得ていない下請け業者の問題については放置できない立場から、今後の解体工事も含めて再発を防止するために前向きに考え、今後とも話し合いを行う見解を示した。

また、万博協会は話し合いの中で「被害者の会の代表」でアンゴラパビリオン工事下請け事業者から万博下請け工事に関わってきた思いや気持ちを聞き取り、「気の毒に思う」と言う言い方であったが万博協会としても何らかの措置を取りたいと言う意向を示し、万博協会として国・経産省および大阪府に對して、いわゆる立て替え払いについての強い要望があったことを伝えるという言質を得た。

サポセンと弁護士3名は8月5日、大阪府庁内で記者会見を開催して万博協会からの回答書と話し合いの内容を報道機関に伝えた。



8月25日万博覧会協会との話し合いの窓口である持続可能性局より「8月4日の話し合いの内容については、話し合い終了後、直ちに経済産業省及び大阪府に報告しました。その際、話し合いの場に出席した当協会の担当者から、経済産業省及び大阪府に働きかけるとお話しました通り、経済産業省及び大阪府に對して、アンゴラ案件を含め個別の事案について、できる限りの対応を頂くよう、お願ひしま

## 万博協会 企業には人権を尊重する責任があるとする OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業指針の対象

サボセンは工事費未払いの立て替え払いの道義的責任及び解体作業における法令遵守について確約を取るために万博協会との話し合いを継続する。また「企業には人権を尊重する責任がある」とする「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」を活用して、対象事業者（企業）である万博協会と「行動指針」に関する問題解決支援のための設置機関である日本NCP（National Contact Point・経産省・厚労省・外務省で構成）への働きかけを準備していく。

## 国会での超党派の取り組みが急務となっている

万博の海外パビリオンの工事費未払い被害の事業者でつくる「万博工事未払い被害者の会」への支援の輪が広がっている。「万博工事未払い被害者の会」のSNSから紹介する。



8月23日大阪市浪速区で「万博工事未払い追及全国集会」（主催 全国集会実行委員会）が300人以上の市民の参加で開催された。立憲民主、公明、れいわ、共産、社民の現職や元職国会議員が出席またはメッセージを寄せて被害者救済に尽力することを表明した。

- ・平日12時から17時、サポセン事務所にボランティアスタッフが常駐しています。
- ・働くことや生活に関する相談を面談、電話、メールでお受けします。
- ・職場の悩み、まず相談を！！

### 相談事例紹介 万博会場内の期間雇用契約労働者の雇止め

7月17日万博会場で管理業務を受託しているイベント会社（本社 東京都内）に期間契約で雇用されている労働者（男性）から「1ヶ月単位の雇用契約を7月末で打ち切り、社宅としているホテルからも退去することを会社から宣告された。現在自宅待機を命じられている」とサポセンに電話相談が入る。緊急を要する雇い止め事案のため「連帯ユニオン関西ゼネラル支部（大阪市西区）」に取組みを要請。また解決のためには労働組合としての活動が必要であることを当該労働者にも説明して了承を得た。翌日当該労働者がユニオンと直接面談し組合に加入。関西ゼネラル支部は会社に労働者の組合加入を通知し、雇用継続と住居確保を申し入れた。折衝の結果、29日会社役員が大阪市西区の組合事務所を訪れて団体交渉が開催された。会社は万博開催終了期間までの新規の業務と新たな宿舎を借り上げることを提示した。ユニオンは雇用と住居確保が出来たことで了承する旨を会社に回答した。また雇止めの是非については切り分けて判断するとした。